

国立大学法人東京外国語大学におけるスペースの有効活用に関する規程

〔令和 8 年 3 月 24 日〕
〔規則 第 35 号〕

（目的）

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）のすべての施設が全学共通の貴重な資源であるという共通の自覚の下に、全学的にスペースを有効活用するため、国立大学法人東京外国語大学（以下「本学」という。）のスペースの管理運用に関する基本的な事項を定めることにより、本学のスペースを効果的・効率的に利活用し、本学の教育研究環境の向上に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程における用語の意義は、国立大学法人東京外国語大学固定資産管理細則（平成 16 年 4 月 1 日 規則第 121 号）（以下、「固定資産管理細則」という。）の定めるところによるほか、次に定めるところによる。

- (1) 「スペース」とは、建物内の壁又は壁に準ずる区画で囲われた室又は部分（以下「室等」という。）及び通路をいう。
- (2) この規程において「部局」とは、「国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年 3 月 26 日 規則第 27 号）」第 2 章第 3 節、第 2 章第 4 節及び第 3 章で本学に置くこととしている各組織等をいう。
- (3) この規程において「部局長」とは、前号に定める部局の長をいう。
- (4) この規程において「使用者」とは、当該スペースを専ら管理して使用する者とする。

（スペース区分）

第 3 条 スペースは、用途に応じて次のとおり区分するものとする。ただし、通路から出入りできない室等であって、通路から他の室等を介して出入りする室等は、当該他の室等と一体のスペースとみなすものとする。

- (1) 部局利用スペース 部局が専ら管理して使用しているスペース
- (2) 全学利用スペース 学長のリーダーシップのもと弾力的に運用するため学長が別に定めるスペース
- (3) 設備スペース 電気室、機械室、ポンプ室等
- (4) 建物共用部 通路、便所、給湯室、オープンスペース等（専有使用部分を除く。）

（使用責任者）

第 4 条 各スペースにおける固定資産管理規則第 10 条に定める使用責任者は、スペースの区分に応じて、別表のとおりとする。

- 2 スペースの使用責任者は、関係規則等の定めるところにより、当該各スペースを適正に使用し、及び使用させなくてはならない。

（スペース区分の指定）

第 5 条 学長は、スペースの有効活用の観点により、使用状況等の調査等の結果に基づき、使用効率が著しく低いスペースがあると認める場合は、全学利用スペースとして指定することができる。

- 2 学長は、部局利用スペースのうち、当該スペースを使用していた教育研究等活動、組織、プロジェクト等が終了したスペースについて、全学利用スペースとして指定する

ことができる。

3 学長が特に必要と認めるときは、既存の全学利用スペースの指定を取りやめ、当該スペースを他のスペースの区分に変更することができる。

4 学長と使用責任者は協議の上、既存の全学利用スペースを廃止し、それに替わり、現在、全学利用スペースに指定されていないスペースを新たに全学利用スペースに指定することができる(以下「交換」という。)。ただし、交換するスペースは次の各号に掲げるものとする。

(1) 廃止する全学利用スペースの面積と同等以上であること。

(2) 廃止する全学利用スペースの設備仕様及び機能等と同等以上であること。

(スペース使用等の決定)

第6条 スペースの使用内容、使用者、使用期間については、調査に基づいた全学的な状況及び教育研究ニーズの動向等を総合的に勘案し、学長が定める。

2 学長は、全学利用スペースの使用目的に応じ、使用代表者から、使用料を徴収することができる。

(スペースの使用責任者の変更)

第7条 部局利用スペースの使用責任者の変更を行う場合には、当該スペースの使用責任者は、変更を行う前に、資産管理責任者と協議しなければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、スペースの使用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	使用責任者
部局利用スペース	スペースを使用する者（使用者）の部局の長
全学利用スペース	スペースの使用許可を受けた使用者の部局の長 ただし、使用者未定の場合は施設企画課長
設備スペース	施設企画課長